

## 中納言律師御菌ノ浄尊伝攷(二)

田中悠文

はじめに

前号では、東密醍醐寺三宝院流の事実上の大成者と目される遍智院成賢(一二六二～二三三二)が、自身の入滅(寛喜三年八月二十一日)の直前に、嫡弟の西南院道教(一二〇〇～一二三六)に附嘱した「師資相承の院家(三宝院・遍智院・覚洞院・西南院・大智院・清浄光院・中院の七ヶ院)・庄園(筑後国高良庄・阿波国金丸庄・伊勢国黒田庄・周防国嶋末庄・越中国石黒庄・肥前国吉田池田九段の六ヶ所)・本尊・聖教・道具・重宝(宗ノ大事、又先師の『別記』(以上は『成賢道教附法状』一通より)、及びそれ以前に譲与していた「先師の秘記等、凡そ勝覚・定海・厳覚・寛信等の自鈔等、都て皮子四合に納むる所、三百余卷」(以上は『附法状』一卷より)の中に於ける最重要典籍が定海口元海記『厚双紙』一帖及び実運記『別記』であることを確認した。更にそれらが今度は道教入滅(嘉禎二年五月二十六日)の直前(同五月二十四日)に中納言ノ律師こと御菌ノ浄尊(生没年不詳)の手に委ねられ、後日道教嫡弟の覚洞院親快(一二一五～一二七六)が地藏院深賢(弘長元年(一二六一)九月十四日没)の下で具支灌頂入壇を遂げた暁に伝授する様に遺言された経緯を、従来未紹介の聖教類を用いて考証した。

皮子四合に納められた件の三百卷余りの聖教は、その収納容器の形状から『台ノ皮子』と称されている。その精粹とされる聖教こそ三宝院定海(一二七四～一二四九)口元海(一二〇九四～一二五七)記『厚双紙』(以下『厚』)一帖であった。

『厚』は醍醐寺三寶院流で最初の聖教集であり、その上、同流独自の「第三重ノ大事」と呼ばれる「灌頂ノ秘印秘明」が初めて明文化された抄物であるため、『三寶院ノ重書』と称され格別の位置付けを与えられている。その「灌頂重位第三重ノ大事」の教理構造を体系的に解明したものが勝俱胝院実運（一一〇五〜一一六〇）記『別記』一巻である。『別記』は正式名称を『当流嫡々三重相承秘口決』と称し、実運奥書の年記を取って『永曆記』、またその形状から『道教方糸括大事』とも呼ばれている。

ここで「第三重ノ大事」の特色を端的に紹介してみたい。先ず初重では、金剛界・胎藏界の両部両界の大日如来を象徴的に表わす二種類の印と真言によって、本有を前提とする理と智の而二（不二）を示している。次に二重では、金胎両部の大日の理智が本体論的に不二（而二）であることを、大日の身体を象る塔を表幟する印に金の五智・胎の五転を示した二種の真言を組み合わせることによって表現している。そして第三重であるが、ここでは金胎両部各別の大日が、実は法性不二の大日（一法界大日）、即ち金剛薩埵に外ならず、十界の依正は全て法身大日如来の身体であることを、塔印に不二を表わす一真言を配当することによって表現している。それを「大不二」の重位と呼ぶ。

つまり『別記』は生仏不二（衆生と仏）・仏凡一如（凡夫と仏）の如く「不二」という観点を用い、本来法身大日如来そのものである十界の一切衆生の即身成仏状態を、以下の要素によって巧みに表現したのである。三重と云う段階的認識論、理法身・智法身・不二法性の三様の大日如来、本有を大前提とした本有・修生・本修不二という成仏論、以上の各三種の要素を、金胎大日を表わす二様の塔印に数種の真言を組み合わせ、加えて「従果向因」と「従因至果」の二つの立場から件の三重を説明している。これを「六重ノ不二」と称する。

建久七年（一一九六）四月十三日、覚洞院勝賢（一一三八〜一一九六）が嫡弟の成賢に『厚』の「第三重ノ大事」に就き『別記』の口決を伝授した際、「此の鈔の中に灌頂ノ大事、代々の口決、悉くこれを授け畢んぬ。凡そ件の一事に於いては、祖師成尊・義範・勝覚・定海等、皆病床に臨んでこれを授け被ると云々。實に是れ道の肝心、只此れに有る者か。仍って祖師の門弟、其の数多しと雖も、これを伝うるは只嫡弟一人なり。余人は全く名字をも聞かず」（以上『附法状』より）と語っている。ここで重要なのは、成尊

から元海げんかいに至る小野・醍醐の歴代の正統継承者が、臨終にのぞんで「灌頂ノ大事」(第三重ノ大事)の口決を嫡弟唯一人に授けたと云う描写である。

それについて、『附法状』の冒頭には「右の尊法等代々の自鈔等の旨、記文の如し。誠に誠に秘法多く注せ被るる所なり。尤も秘重すべし。而るに大僧都(元海)平生の時、此の鈔を以て具に先師僧都(実運)に授け被れ畢んぬ。先師(実運)又重ねて口決を加えて勝賢に授け被るる所なり」とある。これは『厚』の「灌頂ノ大事」に就いて、歴代の正統継承者が口頭で伝えてきた内容を、実運が『別記』にまとめた様子を語ったものと考えられる。

事実、はじめに紹介した『附法状』の成賢から道教への法流、及び世諦の院家、所領等の譲与の場面では、「宗ノ大事」(『厚』)に又先師(勝賢)の別記(勝賢が実運から伝領したという意味)を相い副え委細の口決を授く」とある。また道教も親快に対して「当流の大事等自鈔を授け畢んぬ。其の恐れ無きに非ずと雖も、不断仏種のためなり。具支灌頂に於いては、申し置き之旨に任せて其の沙汰あるべし。仍って一通の書、これを進ず。委細の口決は別記を披いて其の意を得べきの状、件の如し」(『附法状』付属の書き継ぎ文書の二通目)と云って、自身の入滅の直前に、『別記』を披いて「灌頂ノ大事」に秘められた意義を理解すべき旨を遺言している。

但しこの時、親快は未だ若年にして具支灌頂入壇が許可されないため、道教は兄弟子の地藏院深賢に書状を送って後日の灌頂伝授を依頼している。また同門の浄尊には自ら「第三重ノ大事」を印可した上で、一合の函に封を付してこれを委ね、親快の具支灌頂入壇を待って「第三重ノ大事」を印可し、件の函一合を授ける様に遺言したのである。この一合の函に納められたものこそ『別記』であったと考えるが、その理由は前号に考証し、今また勝賢・成賢・道教の『附法状』に認められる懸記を紹介して略説した通りである。

右に概略を説明した三三院流独自の「第三重ノ大事」に就く秘伝書的存在である実運の『別記』は、成賢・道教の相次ぐ入滅の後、『道教不共ノ大事』と称され、三三院一門の中、特に後世地藏院流と呼ばれる一派にあって秘中の秘の聖教とされた。今回は、浄尊から親快と篋剣の二人に件の『道教不共ノ大事』(『別記』)が伝授された後、如何にしてそれが次世代以後に伝えられたのか、三

節に分けて考証してみたい。各節ともに、先ず最初に依用聖教等の具名、年記、出典、略号を一覧に附す。次に年代順に、主として浄尊、及び「第三重ノ大事」、「道教不共ノ大事」の相伝の三点に注意を払いながら、法流相承の様子を考証してゆく。

なお、引用文は全て訓み下し文とし、また必要に応じて文中に（ ）を付し、文字を小さくして語句を補った。

## 第一節 『道教不共ノ大事』の相承① — 親快門流 —

ここでは、次の九種十四点の聖教・文書を用いて、浄尊が道教の遺言に従い、道教嫡弟の親快到『道教不共ノ大事』（以下『大事』）を伝授した経緯を考証し、加えて親快から嫡弟の地藏院親玄（一二四九〜一三三二）への相伝、親玄から太秦広隆寺桂宮院の中観上人澄禅（一二二七〜一三〇七）・太政大臣ノ僧正覚雄（応安二年〔一三六九〕六月十日没）・清浄光院房玄（観応二年〔一三五二〕十月十五日没）の三人への相伝の様子をあとづける。

① 勝賢乃至道教記『附法状』一卷（嘉禎二年〔一二三六〕五月二十四日、道教奥書。前号、拙論『浄尊伝攷（一）』第一節所収、筆者翻刻本。以下『道教附法状』）

② 浄尊記・賢爾追記『浄尊大事日記』一紙（嘉禎二年五月二十四日、浄尊奥書。前号、拙論の第二節参照。以下『浄尊日記』）

③ 親快記『台皮子目録』二卷（文永九年〔一二七二〕二月十七日記。佐々木覚如氏写得本。以下『親快目録』）

④ 親快記『親快与親玄状』一通（文永九年二月十九日記。『続真全』第三十九卷、恭畏集『密宗血脉鈔』下・九十四頁下所収。以下『親快与状』）

⑤ 親玄記『請被殊預御吹举任教代相承道理醍醐寺座主職状』一通（永仁三年〔一二九五〕八月啓。『醍醐寺地藏院文書（仮）』三卷内、第一卷第一通文書、『思文閣古書資料目録』第一七三号・善本特集第十三輯所収、写真版。以下『親玄啓状』）

⑥ 覚雄記『譲与状』一通（応安二年〔一三六九〕六月八日記。同前文書第三卷所収、第二通文書。以下『覚雄譲状』）

⑦聖快記『遺言』一通(年次不明。同前文書第三卷所収、三通の内。以下『聖快遺言』)

⑧聖快記『讓与状』一通(応永二十四年(二四二七)十一月二十一日記。同前文書第三卷所収、第十一通文書。以下『聖快讓状』)

⑨親快記『親快讓親玄附法状』一通(建治二年(二二七六)五月二十四日記。密教文化研究所所蔵マイクロフィルム紙焼本からの

筆者写得本、房玄集『西々流自勝賢至覚雄附法状』一卷所収文書八通の内、第六通文書。以下『親快附法状』)

⑩親玄記『先師親玄大僧正讓房玄附法状』一通(応長元年(二三二二)十一月十六日記。同前、第七通文書。以下『房玄附法状』)

⑪親玄記『先師親玄大僧正讓覚雄附法状』一通(元亨二年(二三三三)三月六日記。同前、第八通文書。以下『覚雄附法状』)

⑫親玄記『親玄僧正御記』一通(建治二年五月二十四日記。恭畏『密宗血脉鈔』下、九十四頁下所収。以下『親玄御記』)

⑬賢爾口秀源記『道教不共口決』一紙(貞和五年(二三四九)三月十八日、俊盛転写奥書。前号、拙論第三節所収、筆者校註本。

以下『不共口決』)

⑭記者等不明『野沢秘聞集』下卷(高野山龍光院原所蔵、昭和十五年・真言宗伝灯会謄写本。本聖教は醍醐寺理性院流の五智院宗典の口説を多く収録しているが、編者や年記等委細不明。以下『秘聞集』)

### 第一項 淨尊相伝の「灌頂ノ大事」と親快

ここでは淨尊が道教より相伝した「灌頂ノ大事」を『淨尊日記』によって再確認し、次に『親快目録』中に淨尊関連の聖教等が存在したのか否かを検索し、それによって淨尊と親快の交渉の有無を把握しておきたい。

『淨尊日記』に依れば、淨尊は醍醐寺西南院に於いて、道教より初重二印二明、第二重一印二明、第三重一印一明の灌頂第三重の重位を印可されたことが分かる。同書には当時、道教は既に病床に着いていて、淨尊への「第三重」に及ぶ「灌頂ノ大事」の伝授は、臥したままで行なわれたことが記されている。その明は現流の三宝院流の第三重までの真言と同じだが、印は二重以後、普通は無所不至ノ印が用いられるのに反して、いずれも外五古ノ印を使っている。

次に『親快目録』を通覧すると、下巻所収の「灌頂」の項目の二十四点目に、「許可口決一帖（浄尊律師の私記なり）」の名が認められる。その他、「舍利並びに重宝等の事」の項目に見られる五点目に「銅五輪小塔一基（舍利は浄尊、赤地錦の袋に之れを納む。目六は別に在り）」が存在するので、浄尊と親快に何らかの接点があったことは認めて良い。

## 第二項 親快から親玄への法流附囑

親快が道教から受け継いだ聖教の基幹をなすものの総称が『台ノ皮子』四合であり、その中心が元海の『厚』と実運の『別記』であったことは、『道教附法状』に依って確認出来た。ここでは、『親快目録』及び『親快附法状』、そして『親快与状』の三点を用いて、親快から親玄への法流附囑の様子を把握しておく。

『親快目録』下巻の末尾には「右の書籍日記、並びに重宝等、目六注文に及ぶべからずと雖も、伝得の人不審なきがために粗ぼこれを記す。此の内、或いは（他の）皮子に入れ、或いは追って書き加うる事等これあり。能く能く見分すべきなり。委細は各別の目六に見ゆるか。一人の外、披見すべからざるなり。文永九年（一二七二）二月十七日、西南院（に於いて）これを注す。諸録に載せざるなり。已上、悉く親玄に相伝す。沙門（親快）（在判）」と記されている。

また『親快附法状』では、冒頭に「孔雀経 仁王経 太元 後七日 如法尊勝 如法愛染王 普賢延命 請雨経 灌頂（雑々秘々）大鎮 宝事 舍利重宝等」と記され、その次に前掲の『親快目録』下巻末尾の「文永九年（これを注す）の一文を除く全文が収録されている。更にそれに続いて「秘……………右、親玄法眼に授くる所、件の如し。建治二年（一二七六）五月二十三日、法印前権大僧都親快」の一条が附加されている。

『親快附法状』冒頭に列挙された聖教等の名目は、若干の出没はあるものの、殆ど『親快目録』上下二巻の端裏に記された目録の項目と重複している。「孔雀経（請雨経）までの八項目は、『目録』上巻の端裏に記された九項の内、前八項と全同である。「灌頂（雑々秘々）」から「舍利重宝等」に至る四項は、『目録』下巻の端裏に記された六項を抄記したものである。「灌頂（雑々秘々）」は

『目録』下巻の端裏の項目では、「灌頂 雑々秘経軌并御筆等」に相当する。しかも『目録』本文の「灌頂」の項には七十三点が、その次の「雑々(秘)」の項には二十点が記されている。また『附法状』の「大鎮 宝事」は『目録』端裏では「大鎮宝事」と記されている。同本文には「大鎮」の項に十点、「宝珠ノ事」の項に十一点が列挙されている。そして『附法状』の「舍利重宝等」は、『目録』端裏では「舍利并ニ重宝等」であり、同本文を見ると「舍利目六一裏(子細、別に在り)」(紫藤宮図一葉)の二十一点が列挙されている。ところが、『附法状』末尾に附加された建治二年の年記を含む一条に見られる「秘……」等に相当するものは、『目録』上下巻のいずれにも見出し得なかった。

次に『親快与状』を見ると、そこには「本尊・聖教・道具等(目録、別紙に有り) 右、件の仏像・経巻・書籍等、先師道教僧都譲り給うの内なり。少々亦愚僧これを加う。而るに今、各別の目録等、永く親玄法眼に譲与する所なり。但し此の外、覚洞院経蔵に安置する所の本尊・聖教・道具等に於いては、愚僧存日の時、目録に任せて悉く以って実勝法印に付し、覚洞院経蔵に納め畢んぬ。譲り状に分明なり。全く混乱せざる者なり。没後、若し不慮の沙汰出来すと雖も、更に以って傾動すべからず。縦い同宿の弟子たりと雖も、譲りを得ずんば争か恣に進退領掌せしむべきや。仍って後日のために勤す。子細の状、件の如し。文永九年(二月)十九日。法印(判)」とあって、親快が親玄には道教の譲りを受けた聖教・本尊等を附嘱し、実勝には覚洞院経蔵所納の本尊・聖教等を伝附したことが知られる。

恐らく道教が親快に附嘱し、今また親快から親玄に相伝された内容こそ『台ノ皮子』の納入物そのものであり、各別の目録とは『親快目録』を指すものと考えられる。前掲の『親快目録』が「文永九年二月十七日」の年記を持つので、この『親快与状』の年記も「文永九年二月十九日」と読みたい所である。今はこの二通が一連のものであると考えておきたい。

既に前号の拙論第一節に紹介したが、恭畏の『密宗血脈鈔』下(統真全二十五卷)には、親玄自筆の『勝賢僧正賜成賢附法状』一卷が収められている。その末尾には、房玄の加筆が附されているが、そこには「此の記は師主前大僧正親玄の御自筆なり。此の状、応長二年(一一三二)二月十二日、正文に校合し了んぬ。此の正文は建治年中(一一七五〜一一七七)、叡覧に備え了んぬ。定済僧正と

故法印御房親快と座主相論の時、叡覧に備え被ると云云。建治五年、座主職のこと宣下せ被ると雖も、尚お食事を断ず。同五月二十六日入滅すと云云。「右の記、親玄僧正の御自筆、房玄法印加筆し給い畢んぬ。台ノ皮子にこれを納め被る。上、自然の所用のためにこれを写し畢んぬ、亮淳」とある。

親快は建治二年（一二七六）五月二十六日に入滅しているので、右の文中の建治五年は誤りである。それは一先ず措いたとして、前掲の『親快附法状』と称される文書が、内容的に『親快目録』からの抄記であり、決定的な違いは両者の年記のみと云って良い所が氣に掛かる。前者が「建治二年五月二十三日」の年記を持ち、親快入滅の四日前である点は、勝賢・成賢・道教の『附法状』が、正に入滅直前の年記を持っていることと符合している。

件の『附法状』は、『道教附法状』という通名をもっている様に、その最終的な加筆署名は道教のものである。勝賢が成賢のために作成した『附法状』の末尾に、成賢・道教がそれぞれ入滅直前に附法についての文書を継ぎ足し、文書の原本自体を『附法状』として後継者（嫡弟）に授与したのである。ところが、親快が親玄に授けた『附法状』は、従来の『附法状』原本と異なった形状を取っている。もし親快が『道教附法状』自体を伝領していたならば、嫡弟に指名した親玄に態々流例と異なったものを新たに作成し授けることは考えられない。親玄に附法した当時、何らかの理由によって、親快の手元には『道教附法状』は無かったのではないだろうか。

『親玄御記』には、親快入滅前後の周囲の状況が認められる。その内容は、「建治二年五月十九日、師主法印御房、桂（宮院か）に移住せしめ給い畢んぬ。聊か御蚊触の事これ有り。旁た不審相い積るの間、二十二日予参上せしめ了んぬ、仰せられて云わく、「近日離寺の間、親疎を謂うべからず、何れの仁と雖も入来すべからざるの由、能く能く申すか。院家（報恩院）を打ち捨て、何事に依つて来らしめ給うや」。予か云わく、「指せる事無しと雖も、御違例の事と不審にこれを思い奉る上は、寺家以つての外、騒動すべきの由これを承う。御離寺の上は、御門徒等、寺家に於いて一切執心有るべからず、一寺皆悉く灰燼と成るべしと云云。此の條、歎き存ずるなり。預り置く書籍等の事、他所に渡さるべく候や」。仰せに云わく、「其の事、力無き次第なり。台ノ皮子の事、然るべきの様



に、尤も相い計らわるべきなり。近来以つての外、老衰了んぬ。已に病を受くの上は、今度必死定業の由存ずるなり。而るに遺跡の事、心安く申し付くべきの仁、都て以つてこれ無し。実勝法印の事、故相国禪門存日の時、付法の仁たるべきの由申し定むと雖も、愚意の所存、水火相違の上、且つ又かの風聞、真実遺恨の事なり。灌頂の大事等、御辺に申し置くべきなり。(中略)御手水を召し、念珠・袈裟許りにして、御衣を着けしめ給うに及ばず、此の事を授けしめ給い了んぬ、子細、別紙にこれを註す。機縁の然らしむる所、随喜の涙禁じ難き者なり。二十三日、申の刻計りに帰寺せしめ畢んぬ。同二十四日、醍醐寺報恩院に於いてこれを記す。建治二年五月二十四日、求法末資親玄(在御判)である。

それを見ると、建治二年五月十九日、親快が病を理由に太秦の桂宮院に居を移し、その三日後、門弟の親玄が師の病床を見舞ったことが分る。ところが親快は喜ばず、むしろ報恩院を離れたことを責めている。親玄は自身の訪問の理由として、師の醍醐寺離山を不審に思った点、それをキッカケとして寺中で争乱がもち上がるという懸念を懐いたこと、かつまた先に預っていた件の『台ノ皮子』の取り扱いについて指示を受けた旨を伝えた。それを聞いた親快は自身の病がきわめて重く、既に死を覚悟しているが、残念ながら未だ先師道教より相伝した遍智院・覚洞院・西南院・清浄光院などの院家・寺領の一切の権益を委ねるに相応しい人物が見当たらない上に、かつて嫡弟に考えていた西園寺公ゆかりの実勝法印に怒りを感じていることを告げ、即日「灌頂ノ大事」を親玄に伝授した。翌二十三日、親玄は師の下を辞して醍醐寺に帰り、二十四日報恩院に於いて上述の出来事を記したが、それが『親玄御記』であったことが分る。親快は同二十六日、桂宮院に於いて入滅している。

いづれにもせよ親快は、浄尊由来の『許可口決』や「銅製の五輪小塔」に納入された「仏舍利」を含む『台ノ皮子』四合所納の聖教・重宝・文書等を親玄に譲与していたことが知られた。

### 第三項 親玄から房玄への法流附囑

『房玄附法状』によれば、「台ノ皮子壹荷(赤漆台)。右の聖教は地藏院南の経蔵に安置する所なり。凡そ彼の南の経蔵安置の本尊・

聖教等（目六別に在り）に於いては、房玄僧都に譲与せしむる所なり。但し寺中を取り出だすべからず。先師・祖師の素意を守るの故なり。院家相承の要機、未だこれを思い定めず。若し自余の仁、入室の事有りと雖も、不和の儀無く乳水の思いを成して合体せしめ、世間・出世扶持を致すべき者なり。愚身閉眼の刻、此くの如き事相計るべしと雖も、有待の習い旦暮を知り難し。又、稽古の勞、兼日申し置く所なり。弥よ研精して励むべし。此の台ノ皮子は院家の眼目なり。不慮の離寺、或いは前後相違、此くの如き事出来の時より、悉く院家に安置せらるべきの状、件の如し。応長元年十一月十六日、前大僧正（判）の如く、房玄は親玄から、地蔵院南の経藏安置の『台ノ皮子』一荷を譲与されている。

少なくとも応長元年当時、淨尊由来の聖教等を含む件の『台ノ皮子』が房玄の相伝に帰していたことが分る。

#### 第四項 親玄から覚雄への法流附囑

『覚雄附法状』に依れば「地蔵院並びに北の経藏・清浄光院並びに宝蓮院を譲与す。右の院家等は嫡々相承の本尊・聖教を安置せしむる所なり。然る間、附法の仁たるに依って覚雄阿闍梨に譲与せしむる者なり。但し地蔵院南の経藏に於いては、応長元年房玄大僧都に譲与せしめ畢んぬ。彼の譲り状の旨に任せて、法流以下、同心合体せしめ異心あるべからず。且つは世間・出世、扶持し奉るべきの旨、彼の僧都に申し置くべきなり。房玄、若し不幸の事有らば、覚雄管領せしむべきの状、件の如し。元亨二年三月六日、前大僧正（判）」とある。この『附法状』には、原本は勿論、たとえ副本であったとしても、例の『台ノ皮子』が覚雄に附囑された様子にはうかがえない。

ところが『覚雄讓状』には「一つ仏舍利並びに重宝等（目録別に在り）、一つ秘仏・秘曼陀羅以下、本尊数百鋪（目録別に在り）、一つ台ノ皮子四合以下、聖教数百合（目録別に在り）、一つ院家所職等の譲与状（別に在り）を譲与す。右の本尊・聖教・靈宝等は正嫡相承の宝物、師資伝来の印璽なり。（中略）而して祖師親快法印の時、三宝院経庫並びに遍智院経藏の聖教・本尊・道具・重宝等、悉く以って地蔵院庫蔵に運び渡らせ訖んぬ。爾りしより降た、相統管領せしむる者なり。中ん就く、宗の大事・秘法・大法等の

口伝、一事を貽たごさず嫡弟たるの間、道快法印に伝附せしむる者なり。(中略) 応安二年(二三六九)六月八日。前大僧正(花押)の様  
に、覚雄が嫡弟の道快到『台ノ皮子』四合を含む聖教・本尊・文書などを伝附していることが語られている。それ故、元亨二年(一  
三三二)以後、房玄の入滅した観応二年(一三五二)頃には、『台ノ皮子』四合は覚雄の手に置かれていたことになる。

覚雄の嫡弟の道快はまた聖快とも名乗っている。その『聖快讓状』には、『台ノ皮子』に就いて次の如き言及がある。「本尊・聖教  
等、讓与の事。(中略) 一つ嫡々相承の台ノ皮子四合(所納の聖教・靈宝等、別に目六在り)、又二合(子細前に同じ)。彼かれ此れ六合  
の皮子は門室一流の眼肝なり。随逐の門弟たりと雖も、猶し其の体を見ず。何に況や所納の聖教においてをや。豈、敢えて握翫せし  
むるを得んや。堅く師々の嚴誠を守り、各々の自尊に任すこと莫れ。(中略) 応永二十四年(二四一七)十一月二十一日。前大僧正聖  
快(花押)」。これに依れば、聖快(道快)が持円に附法した応永二十四年には、『台ノ皮子』は本体四合に附属の二合を加え、都合  
六合で一具を形成していたことが分る。恐らく、附属の二合は『親快目録』に既に見られた別の皮子がそれではないかと思われる。

また『聖快遺言』には、『台ノ皮子』修理に就いての心得が示されている。それに依れば(前略)本尊・聖教を修治すべき間の  
事。(中略)先師の時、四合の皮子に於いては、自身屏風を立て廻し、其の内に於いて御沙汰有り」として、きわめて隱密裏に修理  
補修が行われたことが知られる。

いずれにせよ、覚雄・聖快・持円という、後世地藏院流嫡流とされる覚雄方一門に『台ノ皮子』が相伝されていたことが確認出来  
た。

#### 第五項 親玄から澄禪への法流伝授

前項までは地藏院流の正系を汲む祖師方が直接授受したと考えられる、第一次資料を用いて確認してきた。本項で扱う親玄から澄  
禪への伝授伝承に就いては、残念ながら一次資料は検出出来ず、澄禪の附法を受けたと云う賢げん爾に関連の第二次資料としての聖教に依  
存せざるを得ない。以下、『不共口決』に依ってその逸話をうかがってみたい。

『不共口決』に依れば(前略)中観上人、親快法印に覚洞院に於いて伝法灌頂を遂げ畢んぬ。其の記録、別に在り。地藏院大僧正親玄は親快の嫡弟なり。然りと雖も不審の事等、中観上人に面受すべきの由、親快申し置くの間、諸尊の瑜伽並びに灌頂の事等、其の沙汰これ在り。親玄は先師委細に彼の上人に面受し沙汰すべきの由仰せ置かる上は、定めて存知するか。この由を思うて、彼の大事を申し出ださるる処に、上人大いに驚きて云わく、「嫡弟と存知して申し置かる。然らば予に授け給え」と申すの間、親玄辞退遁れ難くして上人に授けらる」と云って、親快から親玄、また親玄から中観上人澄禪に、『道教不共ノ大事』が伝授された様子を伝えている。

元瑜の『血脈類集記』や『密教大辞典』、また『真言宗全書』解題などによれば、澄禪は安貞元年(一二二七)、山城國小栗栖の生まれで、俗姓は秦氏である。建長三年(一二五一)、二十五歳の時に南都西大寺の興正菩薩こうしょうぼつざいぜんに從つて進具を遂げ大苾芻となった。後に東大寺東南院の智舜について三論を学んでいる。正嘉二年(一二五八)の冬には東大寺戒壇院の実相上人じつそうじょうにんえんしやう円照の招きによって『四分律行事鈔』『三論』『法華ノ疏』を講じている。また弘安三年(一二八〇)十月には、廻心上人えしんしやうにんえんじやう真空の請いに応じて、木幡南院こはななんいんに於いて『三論玄義』を講じた。さかのぼって文永十年(一二七三)四月二十七日には、上醍醐覚洞院道場に於いて、親快を阿闍梨として伝法灌頂に入壇している。その他、宏教・能禪に就いて広沢の西院流の法水に沐している。先述した親快から醍醐寺三宝院流(後の地藏院流)を受法したのは確実であって、その口決を記したものに『灌頂私記雜尋秘決』二卷・『四度口決』四卷・『初後夜作法』二卷などがある。また弘安二年(一二七九)五月二十七日には、三宝院流の憲深門下の岳西院玄慶に從つて灌頂受法している(湯浅吉美「東寺観智院金剛藏『三国相承秘密伝法一門血脈』の翻刻」、『成田山仏教研究所紀要』第二十八号一二二頁参照)。そして徳治二年(一二〇七)二月二日、世寿八十一歳をもって一期の生涯を終えている。

では澄禪が親玄から『道教不共ノ大事』を相承したとして、それが何時頃の出来事なのかを考えてみたい。結論から先に云えば、親快が澄禪所住の桂宮院にて入滅した建治二年(一二七六)五月二十六日以後、澄禪自身が入滅した徳治二年二月二日以前の三十年間ということになるが、詳細は分らない。

いずれにせよ、澄禅にとって親快が師匠筋に相当する人物であった事実から推して、嫡弟の親玄やその他の実勝などの一門の人との交流は、当然行われていたことが予想される。

### まとめ

本節では、浄尊が『道教不共ノ大事』を伝授した一方の雄にして、後の地蔵院流の二世の正統継承者であった親快、その嫡弟の親玄、親玄門下の房玄・覚雄、そして親快門下の高弟であった澄禅の五名の法流附囑の真偽をめぐり、遺存する『附法状』等を用いて考証を加えてみた。

結果、親快・親玄・房玄・覚雄の道教方正系の人師と浄尊所伝の直接的交渉をうかがわせる物証には『浄尊日記』以外、『台ノ皮子』所納の『許可口決』と「仏舍利」の二つが存在するだけで、その二つにしてもあくまで状況証拠・傍証の感が拭えないのは事実である。つまり、現状では史実と断定することは困難である。また澄禅についても、親快及び同一門との交流が相当深かった事實は再確認出来たが、賢爾の口決を記した『不共口決』以外に、親玄が澄禅に『道教不共ノ大事』を伝授した経緯が語られた聖教・資料が見出せなかったことから、これも史実であると断定するのは留保せざるを得ない。

但し、親玄及び一門の人師が、いわゆる『道教不共ノ大事』を伝えていたことは、譲り状類の検討によって確認出来る。そのため、親快が一体誰から同『大事』を伝えたのか、その謎が残されている。

## 第二節 『道教不共ノ大事』の相承② — 篋剣門流 —

ここでは以下の九点の聖教・文書、及び前出の⑬⑭の二点に依って、親快が道教滅後、報恩院檢校権僧止憲深(一一九二〜一二六三)の会下に参じて法流伝授に浴したことを契機に、それを不服とした浄尊が、山科の禅院(平等坊)に住していた金剛王院大僧正実賢じちげん

(二一七六) (二四九) 門下の空禪房くぜんぼう 篋劍けつけん (生没年不明) のもとに身を寄せて附法の嫡弟とした経緯を考証する。更に篋劍門下の慈じ上人じょうにん 湛照たんしょう (正応四年 (二二九二) 八月七日没) と佐々目大僧正だそうじょう 頼助らいすけ (二四六) (二二九七) への相伝の様子をあとづける。

⑮ 勝賢記『三宝院伝法灌頂私記』一卷 (寛元二年 (二二四四) 二月二十五日篋劍写。『智山書庫目録』一六一二九五頁。以下『灌頂私記』)

⑯ 勝賢記『*ཡུམ་ཡི་འཁུན་པོ་*口決聞書』五卷 (宝治二年 (二二四八) 十二月下旬、篋劍写。『同右』一八一八頁。以下『ユギ口決』)

⑰ 憲深口賢親記『報物集 (報恩院御口伝事相)』下 (宝治三年頃記。林文字氏校訂翻刻本、『醍醐寺文化財研究所研究紀要』第十四号、二〇一頁。以下『報物』)

⑱ 勝賢集『雨言雜秘記』一卷 (建長二年 (二二五〇) 八月十五日篋劍写。『統群書類従』第二十五輯下・釈家部、二七九頁。以下『雨言雜秘』)

⑲ 生西集『別尊可習事』一帖 (建長七年 (二二五五) 九月十二日淨尊写。『石山寺の研究 校倉聖教・古文書編』目録編、二七四頁)。石山寺校倉聖教第十九函一四六、『尊祐本諸次第』十帖ノ内(一)。以下『別尊』)

⑳ 『遍智院僧正入壇資』一卷 (正嘉元年 (二二五七) 十二月十日定済写。『統群書類従』第二十六輯下・釈家部、三九六頁。以下『入壇資』)

㉑ 篋劍記『篋劍聖教等讓状案』一紙 (文永九年 (二二七二) 正月記。『鎌倉遺文』古文書編第十四卷、山城醍醐寺文書・三四五頁。以下『篋劍讓状』)

㉒ 篋劍記『秘密灌頂印明』一通 (建治元年 (二二七五) 五月十四日伝授。栄海口俊然集『四卷鈔』余ノ卷、真全第三十一卷・三六五頁上)。以下『篋劍印信』)

㉓ 頼助口『佐々目口状』一紙 (年次未詳。『金沢文庫古文書』第八輯仏事篇(上)・六一七五文書、三〇六頁上)。以下『佐々目』)

## 第一項 淨尊所伝『灌頂ノ大事』と篋劍

改めて淨尊に関する事跡から見ると、記録上、最も早くその名を見出せるのが『入壇資』の記事である。建曆二年(一二二二)、本文は三年だが、壬申は二年である)三月二十六日三寶院道場に於いて、大阿成賢、受者淨真で伝法具支灌頂が執行しんぎょうされたが、その際、職衆十二口の最末席に淨尊の名が認められる。但し年齢・法鵬は記されていない。以後、同三年十二月四日、観心院に於ける孝賢の入壇の際は讚頭、建保二年(一二二四)十一月十日、三寶院に於ける憲深の入壇では誦経導師をつとめている。翌三年十月二日、淨尊自身が遍智院に於いて、職衆六口のもと入壇を遂げている。

承久二年(一二三〇)三月十二日、遍智院で兼賢が入壇した時には再度讚頭を勤仕した。貞応元年(一二三二)十二月二十日、遍智院に於ける道教の入壇の折には讚頭、同二年十一月二十五日、三寶院に於ける三ノ宮惟明親王の第一子息の宮阿闍梨聖海の入壇では、讚衆八口の一人となった。嘉祿元年(一二三五)七月十六日、道禅僧都入壇に際し讚頭、翌二年八月二十七日、心海の入壇では讚衆四口の一人、同三年十一月二十日、叡覚律師の重受の時には持金剛衆。安貞二年(一二三八)三月二十四日、守海の入壇では讚頭。

そして成賢の生涯最後の大阿勤仕となる、寛喜二年(一二三〇)九月十三日、遍智院に於ける幸真法眼の入壇の際、淨尊は讚衆の筆頭に列なっている。以上、成賢が大阿を勤めた具支灌頂全二十八会の内、淨尊は十一度に巨り職衆を勤仕していた。

その後、淨尊は暦仁元年(一二三八)十二月二十四日、『伝法灌頂三昧耶戒体』一卷を撰述している。この本は「祖師三寶院権僧正の式を以って抽出し当用とする処なり」(小原仁『松橋無量寿院経蔵事相聖教目録』、『醍醐寺文化財研究所研究紀要』第十五号、一七頁。以下『戒体』)とある如く、覚洞院勝賢の本式を本としている。後に『戒体』は寛元二年(一二四四)正月二十一日、再治を施されている。奥書によれば「寛元二年正月二十一日これを書写す。老眼の上、目は見えず亡目の如し。仍って筆跡普通ならず。写本の上に猶又口伝を以って書き加うるなり。努々外見ゆめゆめに及ぶべからず。一期の後、火中に投ずべし而已。金剛仏子淨尊」とある。

親尊の『開心秘決』巻第二の「須雑々」によれば、伝法灌頂の大阿闍梨は四十歳以後にこれを勤仕する。また受者は公達分の人は二十歳以後、修学者分は三十歳以後に入壇する定めであるという。淨尊が「中納言ノ律師」と呼ばれていたことを公達分の意味に取

れば、成賢の下で入壇した当時の年齢は二十歳から三十歳までと仮定される。つまり、建保三年（一一二五）当時、浄尊が二十〜三十歳とすれば、『戒体』を治定した寛元二年（一二四四）には五十〜六十歳程度の年齢に達していたことになる。

次に浄尊の所在が確認できる『別尊』の記事によると、「已上の巻、先師僧正の御計算、定めてこれを書す。猶其の外の事少々これを書き加う。道教。建長七年（一二五五）乙卯九月十二日、九條御房「空禅房なり」に於いて、平等房の御本を以って書写し了んぬ。殊に秘蔵の篇有り。更に外見に及ぶこと莫れ而已。（朱書）「浄尊」権律師「在判」と云う。建長七年当時の浄尊の推定年齢は六十〜七十歳となり、当時にすればかなりの高齢であったことが分る。更に道教・篋剣・平等房・浄尊という件の『道教不共ノ大事』に列なる人々の名が見える点、『別尊』の存在意義はきわめて大きいと云えよう。

次に篋剣の存在が確認出来る最も早い記録は『灌頂私記』の奥書である。そこには「建久元年（一一九〇）五月十一日、醍醐僧正御房の御本を以って書写し了んぬ。申し請くる時、御報に云わく、「此の書は草案なり。披露に及ぶべからず。自身の外、更々外見せしむるべからずと云云」。権律師範賢。（中略）寛元元年（一二四三）二月二十五日、山階平等房草庵に於いて書写し畢んぬ。篋剣生年三十六」とある。同書は『治承ノ記』と通称されるもので、覚洞院勝賢が治承三年（一一七九）四月十二日、三宝院に於いて仁和寺の寛昭に伝法灌頂を授ける際、自ら記したものである。その原本を勝賢の資の一人である石山寺範賢が写得し、山科の平等房の草庵に於いて、三十六歳当時の篋剣が転写したことが分る。恐らく平等房草庵とは篋剣の住処、つまり浄尊が身を寄せた山科の禅院を指すのではないだろうか。

宝治二年（一二四八）十二月下旬頃、四十歳の篋剣が『ユギ口決』を写得している。奥書には「宝治二年戊申十二月下旬の比、醍醐僧正の御本を以って書写し了んぬ。金剛仏子篋剣四十」とあるが、そこには『灌頂私記』と同じく、「醍醐僧正御本」の記述が見られる。それは恐らく勝賢のことであると思われる。

ところで、憲深が親快一門の賢親に語った記録である『報物』の下には、宝治三年頃のものと思われる次の記述が載せられている。「先日、遍智院に於いて中納言律師浄尊の申す子細これ在り。真観上人受法の事、能く能く御得心有るべき様、能く能く浄尊見給う



なりと云々」。此の事、一々語り申す次いでに仰せに云わく、「某(其イ)事なり。以外の事等有るなりと云々。故僧正御房(成賢)、広世殿に於いて仁王経(法イ)修せしめ給い、記せる物これを持す。光宝法印、護摩壇を勤めて、世間出世等御布施取る等に至るまで委細これを記す。次第の等、出世皆以ってこれを記す。以外の事なり。但し初めてこれを見るに、端一枚の内ばかりを纒かに見て、予(憲深)申して云わく、(是は石山(範賢か)の方のなり)と云々。真観申して云わく、(然なり)と云々。其の後、これを見畢んぬ。予申せしは(勸修寺の方の事を少々加えたるなり)と云々。(凡そ故僧正御房の御記には非ず。他人の記なり)と云々。此の外、灌頂ノ記これを持す。奥書を見れば勝賢・浄遍(静遍)・実賢と云々、次第にこれを記す。以外の事なり。愚身これを案するに、此の仁王ノ記に何処より来ると云う事を知らず。只先日、浄尊律師語らいて云わく、(件の仁王法記これを持す。以外の(イなし)なり。しかも其の物を只自身感得したる許りにても無し、クセン房(空禅房篋劍)にこれを書せしむ。以外の事どもなり)と云々。これを以ってこれを案するに、クセン房は実賢の弟子なり。真観、此の仁王を以ってクセンに書せしむ。クセン、実賢に見せしむか。この間実賢、彼の灌頂ノ記にかえてこれを書す。邪推なりといえども、当る所此くの如し。以外の事等なり」。

上記の内容は、憲深が浄尊から直接耳聞した情報を交えて、賢親に語ったものである。その話題は、真観上人(委細不詳)なる人物が憲深に見せた、成賢が広世殿に於いて仁王経御修法を勤仕した際に著したと云う『仁王法記』なる抄物をめぐる真偽問題である。憲深は一枚目を見て、それが石山流(広義の小野流)のものであると告げた所、真観自身もそうであると答えた。全文を見た憲深は、その抄物が勸修寺流の習いが加えられており、成賢の著作ではない、全く別人の手になるものであると告げている。これに関連して、ある時、遍智院に於いて浄尊が憲深に語った所によれば、真観が所持していた成賢撰という例の『仁王法記』を自分も持っていて、しかも空禅房篋劍が書写した本であると云う。憲深が推察する所によると、篋劍は元来金剛王院大僧正実賢の門弟であり、前述の真観が『仁王法記』を書写させたところ、篋劍が師の実賢に見せ、実賢がこれを写得したのであると云っている。憲深は『仁王法記』の他に、真観が勝賢―静遍―実賢の奥書の認められた『灌頂ノ記』を所持していて、自ら目を通してある。その本を真観が所持していたのは、実賢が件の『仁王法記』を転写する代償として、その写得を許可したからであろうと云うのである。

上述した『報物』の記事によって、成賢と道教が相い次いで遷化した後の遍智院を舞台に、浄尊と憲深が直接交渉している場面がうかがわれた。両者の交流は、既述の『入壇資』に見られる成賢の伝法灌頂勤仕の場面以外、殆ど知られていない。加えて篋剣と実賢の師弟関係、篋剣と浄尊の交渉の断面等を伝える当時の直接の記録という意味で『報物』は貴重である。

その後、篋剣の動向が確認出来るのは『雨言雜秘』の奥書である。そこには「此の祈雨抄といっぱ、先師僧正勝賢、仁和寺の宮(守覚法親王)の仰せに依って集むる所の秘本なり。門弟の中に書写の人これ無しと云々。尤も秘蔵すべきなり。東寺沙門成賢」という奥書にはじまって、「(写本に云わく) 建長二年(一二五〇)八月十五日書写し畢んぬ。東寺末葉篋剣(四十三)」として、篋剣の転写奥書が続いている。更に嚴果なる人物による「(写本に云わく) 建長七年乙卯三月十五日、兔馬うまを策むちって山科に参じ上人に謁し奉り、斯の法を拝領す。」という一文から始まる再転写の由来が認められる。前掲の『報物』に見られる記事を、仮に宝治三年(一二四八)のものとするれば、当時浄尊の推定年齢が六十〜七十歳、嫡弟篋剣は四十一歳である。篋剣はそれから三年後に『雨言雜秘』を写得して、更に五年後の四十八歳当時、これを嚴果という人物に伝授写得させている。

ここで注目すべきことは、篋剣写得の『雨言雜秘』の原奥書が成賢であることから、成賢が勝賢から伝領した内の一本、あるいは当時他になかった唯一の写本ではなかったかと考えられる点である。頼瑜の『秘鈔問答』巻第六(鈔本第五)の「請雨法」(大正七十九・三九四頁下)には「遍智院僧正御房(成賢)これを修せらるるか。聊か三本の不同有りと云々。此の記、寺中の人、猶以って見知稀なるか。宝池院大僧正(定済、一二二〇〜一二八二)、此の法を修するために次第を作らるの時、始めて此の記を感得すと云々。但し楷芭本か。遍智院の御自筆、並びに報恩院(憲深)の御書写本は、定めて彼の門跡等に留むるか。」とあって、当時、成賢自筆本・憲深写得本、そして定済が文永元年(一二六四)五月二十一日に上醍醐の清滝宮で『請雨経法』を奉修した際、当用の次第を作る時に偶然発見した本の三本の存在が報告されている。

成賢が『雨言雜秘』の写本は自分の他に伝えている者がないと態々語っている通り、時代が下って頼瑜の当時に於いて、尚その写本はわずか三本が認められる程度であったことは重要である。つまり、きわめて稀有な同本の、しかも成賢自筆本から篋剣が直接転

写したということは、元々成賢嫡弟の道教が相伝していた本を写したと考えるのが穏当であろう。道教と篋剣には直接的な接点が見られないので、両者の間にはやはり浄尊が介在していたと考えたい。道教が入滅直前に浄尊に委ねた函一合の内容物については推測する他ないが、あるいは成賢本『雨言雜秘』がその内の一つであったとは考えられないだろうか。

また、建長七年(一二五五)九月十二日には、浄尊が九條御房(篋剣)に於いて、平等房御本の『別尊』を写得している。先述の奥書によれば、同本が成賢本の道教抄出写本であることが分る。次に「建長七年乙卯九月十二日、九條御房〔空禪房なり〕に於いて、平等房の御本を以って(後略)」等と浄尊の転写奥書が見える。その本自体は、松橋生西の『雜秘鈔』について、成賢が道教に抄出を命じて出来た『雜秘鈔』上巻の別本である。これを見ると、平等房所持の成賢・道教直接の抄物を、浄尊が空禪房の宿舎に於いて写得していることが分る。前述した『雨言雜秘』では、成賢の原奥書からいきなり篋剣の転写奥書に移るが、いずれにせよ成賢―道教・浄尊―篋剣の相関関係が認められる。注目すべきことは、『灌頂私記』奥書に見える「山階平等房草庵」を連想する「平等房御本」という記述の存在である。平等房―山科禪院―篋剣―浄尊というつながりの存在が、これまでに取り上げた聖教類によって確認されたものと考ええる。

建長七年以降、浄尊・篋剣関連の記録は、文永九年(一二七二)正月の『篋剣讓状』まで十八年の間があく。そこには「佐々目僧正(頼助)に讓与する状の案」として、聖教・房舎・屋敷・所領等を頼助に讓る旨が認められている。それによれば、房舎は「平直房と号す」とあるが、その所在は不明である。

以上、浄尊と篋剣の師弟関係をめぐり、聖教・文書を検討してきた。その結果、確かに浄尊と篋剣には交流の事実があったことが知られた。最も早いのが宝治三年(一二四九)頃の記録と推定される『報物』の事跡で、最も時代が下るのは建長七年(一二五五)の『別尊』の懸記である。記録上、確認出来るのはわずか七年間余りの事跡である。これを浄尊自身の事跡に置き換えると、最初に記録に現れるのが『入壇資』の建暦二年(一二二二)である。その後、成賢の伝法灌頂伝授の際、都合十一度に及び職衆を勤めているが、自身の入壇は建保三年(一二二五)である。既にふれたが、成賢・憲深在世当時の入壇の年齢から考えて、当時二十歳以上三十

歳未満であったとすると、道教入滅時の嘉禎二年（一二三六）には、浄尊は三十五歳乃至四十四歳程度、その当時の篋劍の年齢は十二歳となる。

浄尊と篋劍の間で重位印可がなされるとすれば、大阿の浄尊は道教入滅時には大体その年齢に達していたことが知られる。対して受者の篋劍は、浄尊との交流を宝治三年（一二四九）前後として当時四十二歳であり、大阿勤仕の年限に達していた。その当時六十五歳から七十四歳の浄尊が既に印可を授けていたとしても、何ら不都合は見当たらない。また建長二年（一二五〇）篋劍が成賢の『兩言雜秘』を写得しているが、このような流派の大法に関する秘書の写得も、浄尊から重位印可が済んでいたとすれば、何ら不都合はないと云って良いであろう。ここでは浄尊から篋劍への重位印可を、仮に建長二年以前と考えておきたい。

## 第二項 篋劍から頼助への法流附囑

頼助は「佐々目大僧正」と呼ばれ、関東鎌倉佐々目遺身院に於いて、守海より三宝院流の附法に与り、また安祥寺良瑜から安祥寺流、仁和寺の准三后法助からは仁和御流を相承している。中でも理性院流の観俊から理性院院家・聖教・本尊・庄園等、世諦・出世両面を相承し、同流の正嫡に名を列ねている。以下、頼助に関する聖教・文書を用いて、本人の来歴・特色について考察してみたい。

『観俊讓状案』（『鎌倉遺文』古文書編第十四卷、山城醍醐寺文書・一〇四六六番文書）によれば「書籍・院家・末寺・庄園等の事。一つ書籍の事、一つ理性院（山城醍醐寺）、一つ東安寺」。右の院家、書籍・（庄領等）、悉く佐々目僧都御房に譲り渡し奉つる所なり。向後、更に相違有るべからず。□□（仏法興）隆、人法住持（之）計らいを先となさるれば、累祖の曩意に叶わしめ給うか。真俗二諦、能く能く賢慮を廻らせらるべきの状、件の如し。文永六年（一二六九）十月日。法印権大僧都観俊」の如く、理性院嫡流を継承したことが分る。

中ん就く、『観俊聖教等目録』（同前、一〇五四六番文書）には、頼助が観俊より相伝した聖教等の概要が伝えられている。「延命院法印御房、佐々目法印御房に進ぜらるる状なり。清書せられたるんぬ。聖教本尊等の事。台ノ皮子、二合（在入目録）。定恵の皮子、

二合(在入目録)。三宝院流書籍一合(在入目録)。灌頂具書、二合(一合、在入目録)。太元具書、一合。折紙・口伝等、二合。諸師製作等、二合。支度・請書等、二合。本経・儀軌、具さならざる顯経・教相の書等、九合。已上、二十三合。相伝御舍利參粒。准胝、炎魔天(御産御祈の本尊)。此の外、自行の本尊等は目録に載すに及ばず。右の書籍、院家の重宝等の事、院家より取り放ち、他所に置かるる事、努め努め有るべからざる事なり。且つは祖師・先師の炳誠なり。鎮守・三宝の護法天等、照鑒有るべし。能く能く慎しみ守るべき者なり。本尊・道具等は悉く焼失し畢んぬ。自行の仏具等、見苦しき物たるに依って、相い具すに及ばずの状、件の如し。文永六年十二月十六日「法印観俊」がその具状である。そこには『台ノ皮子』二合、『定恵ノ皮子』二合をはじめとする聖教・文書が二十三合、仏舍利、准胝観音、炎魔天などの本尊が列挙されていて、それらの全てが当時の理性院院家の観俊から頼助に譲られている。

文永九年(一二七二)正月には、本論攷の主要人物の一人である空禅房篋劍が『讓状』を発給して、聖教・房舎・寺領などを頼助に譲り渡している。その内容は『篋劍讓状』によると、「一つ聖教の事。一つ房舎の事(平直房と号す)。一つ屋敷并びに山地等。一つ小所領一所」であり、同状奥書を見ると、「右、件の聖教以下、存する旨有るに依って、永く佐々目僧都御房に讓進し畢んぬ。向後、更に相違有るべからざるなり。但し本領主の尼覚恵の忌日は六月八日なり。同仁の母儀の忌日は同月二十九日。同仁の妹の尼禅心の忌日等、毎年沙汰有るべきなり。本主(覚恵尼)深く申す旨有り。必ず御計らい有るべきなり。次第に相い継ぎ御相伝の人、同じく存知せしむるべきの趣仰せの状、件の如し。文永九年(一二七二)正月日。佛子篋劍(在判)」とあって、本領主(最初の持ち主の意か)の覚恵尼から篋劍が相伝した平直房、及び聖教類などを頼助が伝領したことが分る。この『篋劍讓状』の存在によって、篋劍と頼助に直接的関係があったことが知られた。

次に紹介する撰者不明(頼助口・益助記か)『佐々目』には、件の道教—淨尊—篋劍—頼助の相承の事実が語られている。「佐々目口状(三宝院大事 汀/他門伝分事 御室御伝受の分)。一つ勝賢僧正、北院御室に授け奉つるは五大の明なり。一字は無点なり。一つ道教、信(親)快幼少の故、地藏院の深蔵□(賢に)うっしおく。親蔵(深賢)、信(親)快に授く(大事の明を書す、印信と云々)、

信（親）快、此の印信を以って極樂房に重受す。其れ五大の明なり。一は無点なり。一つ道教、道（浄）尊律師（中納言律師）に授くは五字なり。浄尊、空禪房（篋劍）に授く、即ち五字の明なり。五大を秘するか。〔已上、サ々目の法印の説なり。又同人云わく、理性院は我これを承く。始終、唯三宝院を問うなりと云々〕。以上がその内容である。三つ目の部分を見ると、道教―浄（道とある）尊―篋劍と「灌頂ノ大事」授受の事実があつた事が分る。しかもその口説者が「佐々目の法印」と呼ばれる人物にして、理性院・御流の相承者であるところから、これは頼助その人の直説の聞書の一つであると考へたい。これによって、浄尊・篋劍の法流相統は史実と考へる。

### 第三項 篋劍から湛照への法流附囑

湛照は東山湛照、慈一上人と称される人物で、京洛東山九条の慧日山東福寺開山の聖一國師円爾弁円の跡を紹ぎ第二世となっている。勅諭は「宝覺禪師」である。また現在の京五山第五位の万寿寺、及び三聖寺の開山となり、執権北条時宗の帰依を得ている。正応四年（一二九二）八月七日示寂、世寿八十歳である。

東福寺開山の円爾自身、台密葉上流第二世の長栄寺栄朝の嫡伝を得た人物であり、著作には『瑜祇経見聞』など密教に関するものがある。その門下の内、月船琛海・白雲慧暁・無門普関・痴兀大慧・無住道暁などは、円爾伝の台密の相承者でもある（『聖一國師年譜』など）。

一方、湛照は篋劍の他、岳西院玄慶からも東密三宝院流の附法を受けている。栄海口俊然記の『四卷鈔』余の五「醍醐印信」には、「秘密灌頂印明。初重。第二重。第三重。右、大法師湛照に授くる所件の如し。建治元年（一二七五）五月十四日。大法師篋劍」とあって、篋劍から湛照へ灌頂ノ大事・重位第三重の秘密灌頂が伝授されたことが知られる。これに次いで『岳西院授与記』には「許可灌頂人数。湛照（慈一上人。弘安七（一二八〇）年八月二十二日。印可）」（『統群書類従』第二十六輯上・釈家部、四四二頁上）とあって、湛照が同じ三宝院流系の玄慶から重受印可を遂げたことが分る。

撰者未詳の『伝法灌頂師資相承血脉』一卷(築島裕氏翻刻本、『醍醐寺文化財研究所紀要』第一号、五三頁上)には、権律師静(浄)尊は成賢と道教の写瓶を受けた人物で、その嫡弟が空禅房篋剣であり、篋剣門下に頼助と三聖寺の慈一人湛照がいて湛照の下に如音、如音の次に一円上人賢爾が法を継承した様子が血脉図に吊られている。

また大和生駒竹林寺の学匠教学(覚)上人性心(二二八七〜一三五七?)が暦応五年(一三四一)三月十七日、山城善法律寺の学匠本円(生没年不明)に三宝院流諸方を伝授した折に発給した『三宝院一流聖教目録』を含む、本円の『伝心記』(延文五年(一三六〇)八月)の「二つ先師相承の三宝院自流血脈の事」の第三條に、成賢―道教―静(浄)尊の所伝が認められる。そこには「山科の空禅上人篋剣―三聖寺の慈一人湛照―三聖寺の如音上人―浄円上人―一円上人―円鏡上人―性心―本円」という篋剣―湛照相承と、浄尊の下で「親快―中観上人―一円上人―円鏡上人―性心―本円」の親快―中観相承の二伝が記されている。

『伝心記』の後半には、前述した性心相承の『三宝院一流聖教の目録』が収録されており、地水火風空識の都合六合の聖教箱に総計二四八点上る聖教・文書等が載せられている。注目すべきは、「火大ノ箱」の六十三番目の親快撰『台ノ皮子目録』上下二帖、「空大ノ箱」所納の第十四『秘密汀印信』一通(性心筆、本円相承印信)、第十五『秘密汀印信案』(『山科ノ印信』)三紙一卷などの存在である。これらは、三宝院流の中でも道教方の撰属であるとの言及があり、いずれも道教―浄尊に関連する聖教と考えられる。

『伝心記』所収の『三宝院一流聖教目録』の性心奥書には、「蓋し以って斯くの如し。但し右の書籍の来由は、先年、世上の鬪乱に依って当社(石清水八幡宮)回禄の尅、親恵法印一流相承の聖教、内殿に隠し置くに悉く焼失し畢んぬ。然るに、先師相承の三宝院の書籍並びに御流の聖教は、他所に移し置かるに依って相違無し」とあって、上述の三宝院聖教が房玄から親恵上人に委ねられた道教方聖教であったことが分る。

いずれにせよ、上掲の聖教・文書類の懸記によって、浄尊―篋剣―湛照の相承が実在したと考えられる。

## まとめ

本節では浄尊と篋劍の法流相統は史実であったことが確認された。また、篋劍と頼助の交渉の足跡、及び頼助の口説と考えられる『佐々目』の存在により、道教—浄尊—篋劍の灌頂授受が史実であることを指摘した。加えて生駒の性心の記を含む『伝心記』等によって、篋劍—湛照、親快—中観の相承が存在し流布していたことを確認した。

### 第三節 『道教不共ノ大事』の相承③ —賢爾門流—

ここでは以下の聖教・文書を用いて、浄尊門流の二系統である親快—澄禅系と篋劍—湛照系の両伝を一身に継承したとされる洛東清水八坂吉祥蘭院の一円上人賢爾いちえんしょうにんげんに（生没年不明）の法流相承のあらまし、及び勸修寺流・松橋流への相伝の様子を確認することにした。

#### ② 浄尊記賢爾追記『浄尊日記』一紙

②④ 『保証記』一帖（応長二年〔一三二二〕七月五日頼尊写。写本『第三事』一帖所収。以下『保証記』）

②⑤ 賢爾口秀範記『三宝院大事（遍智院）』二帖（正和四年〔一三一五〕三月五日記。『真全』解題、著者略伝「一円」の項。以下『秀範記』）

②⑥ 『三肝抄』一帖（正和四年〔一三二五〕十一月三日栄海写。密教文化研究所蔵複写版『東寺宝菩提院三密蔵聖教目録』三十八秘經所収、『同本』奥書。以下『三肝』）

②⑦ 『灌頂許可記（勝覚記）』一軸（道快写。同前第二十五（灌頂部）所収、『同本』奥書。以下『許可記』）

②⑧ 『篋劍印信』（前出）

②⑨ 賢爾記『最極秘密伝法灌頂印信』一紙（元亨二年〔一三三二〕五月十六日記。『印信類聚』第二卷・本冊Ⅱ、十八「實勝聖雲親王相承」所収、『遍智院道—静—篋—地—三』。以下『俊賀印信』）



- ②9 賢爾所持『別記』一卷(元亨二年八月十六日賢爾與書。『印信類聚』第二卷・本冊Ⅱ、二二六『道教方系括ノ大事』)
- ③0 賢爾口采海記『(仮)一円上人御物語』(貞和三年(一三三七)八月五日與書。『四卷鈔』余所収。以下『物語』)
- ③1 賢爾口秀源記『不共口決』(前出)

③1 寥雅記『秘密灌頂印明』一通(延文二年(一二五七)正月二十一日記。『四卷鈔』余所収。以下『寥雅印信』)

③2 有快口快全記『血脉記』一卷(応永年間(一二九四〜一四二八)か。『統真全』第二十五卷所収。以下『快全記』)

③3 印融撰『諸印信口決』二十四帖(文明十年(一二七八)頃か。『統真全』第二十五卷所収。以下『二十四帖』)

③4 俊盛記『地三六院道教不共大事』二紙一裏(嘉吉二年(二四四二)八月九日伝領與書。『印信類聚』第二卷、十八所収。以下『俊盛記』)

③5 印融撰『印融抄』三帖(文明十年(一二七八)記。同右。以下『三帖』)

③6 印融記『三六院当流重書事』一帖(以下『重書事』)

③7 印融記『当流四度書籍事』一帖(文明八年(一二七六)十二月十三日記。以下『四度書籍事』)

③8 俊承記『地藏院松橋湏替目(地)三』一紙(『印信類聚』第二卷、一八所収。以下『俊承記』)

③9 『秘聞集』(前出)

以上の十九点の聖教・文書を用いて考察を進めたい。

## 第一項 賢爾について

賢爾は一円上人とよばれ、清水八坂の吉祥きちじょう蘭院らんいんに住していた。所伝の法流は多岐にわたる。小野の勧修寺流を勧修寺栄尊から、広沢の西院流を願行上人憲静の嫡弟の泉涌寺覚阿より受け、醍醐の三宝院の内、憲深方を東大寺真言院の聖守から、道教方を浄円上人自鏡と太秦桂宮院の中観上人澄禅について受法している。撰述には、上述の三方に亘る灌頂次第等が見られ、また所伝の聖教の写

本の多くは東寺宝菩提院三密藏の所藏に帰していたことが知られる。門弟には、松橋の俊賀、照阿院の興賢（弘顕のこと）、勧修寺慈尊院の栄海などがある。

没年齢は不明だが、本論攷に紹介した『別記』の奥書によると「元亨二年（一三三二）八月十六日」当時、八十歳の高齢に達していたことが分る。

## 第二項 賢爾の『不共ノ大事』相承

『浄尊日記』には、浄尊自身の記に続いて賢爾の書き継ぎが見られる。「予（賢爾）期する所、心も言も及ばざることなり。右の印明・秘決等は、是れ故浄尊律師の相伝なり。然るに先年、慶久（桂宮）院に於いて中観上人（澄禅）に相伝し、並びに重ねて福昌寺の自鏡上人に領置せしむる印明に更に相違無し。今、此の口決を以って清照上人に奉つる所なり。努め努め外見に及ばず。謹しみて心肝に納むべき者なり。延慶三年（一三二〇）六月一日、賢爾（在判）」が最初のもので、これに次いで「此の書は、故清照上人に授くる処にて、予（賢爾）に先立って入滅の刻、返納し了んぬ。今此の書を以って、宗ノ大事を俊賀僧都御房に奉つる所なり。正中三年（一三三〇）正月十四日、賢爾（在判）」の書き継ぎが加えられている。

浄尊の相伝した原聖教と覚しき『浄尊日記』であるが、どうも自鏡より相伝したものらしい。賢爾は自鏡より浄尊流の秘密灌頂を受け、また中観上人からも同流印可の相承に与っている。この『日記』は初め清照に授けられたが、同師が入滅して賢爾に返納された。賢爾は今度は松橋流の正嫡俊賀に対してこれを授けたのである。賢爾はこれに先立って元亨二年（一三三二）五月十六日、俊賀に三重の印可を授けているが、そのときの印信が『俊賀印信』である。その四年後に当る正中三年に『浄尊日記』が授けられたのであった。

『浄尊日記』が松橋俊賀に渡った様子は以上の通りである。浄尊流の印可それ自体をみると、それよりさかのぼる延慶三年（一三二〇）九月十一日に慈尊院栄海に対してなされたことが知られる。『篋剣印信』の篋剣奥書に続いて「延慶三年九月十一日、権少僧

都栄海に授け奉つり畢んぬ。大法師賢爾」とあるのがそれであるが、そこには、更に「血脈は例の如し。三寶院の大事は、凌南房の律師(浄尊)より故浄圓上人(自鏡)に至るまで、相承伝来更に以って依違すること無し。即ち彼の印信・書状等、これを相い具して悉く少僧都御房に授け奉つり畢んぬ。延慶三年九月十一日、賢爾(判)」とあって、賢爾から栄海への印可の際、『篋劍印信』と何がしかの文書が授けられたことが知られる。栄海はその後、正和四年(二三二五)十一月三日には、賢爾所持本『三肝』や『許可記』を写得している。『三肝』奥書には「正和四年十一月三日、一円上人の本を以ってこれを書写す。此の口伝は成賢、道教に付す。仍つて遍智院の宮御所に一本これ有り。其の外、余所には全く無し。極秘の書なりと云々。金剛資栄海(生年二十八)」とある。『許可記』の奥書も全同なので、この二本は同じものと考えてよいだろう。

また同年三月五日にさかのぼるが、賢爾が秀範に口授した事が『秀範記』に見られるという。印融の『二十四帖』の二十二「当流重書事私口決」には、「三宝院上下、小卷抄二卷。賢爾の口説、秀範これを記す。此れは道教大僧都、親快に渡すべき大事を御園の浄尊に宿し置く。浄尊、彼の大事を親快へ渡し奉つて後、親快に悃望して云わく、「我れ此の大事を預りし好みに、弟子一人にこれを授けん」と云々。親快、子細無くこれを許す。故に浄尊の流出来す。仍ち賢爾は浄尊より六代の資なり。然るに、記者は浄尊方の人なりといえども、口決、当方の大事なる故、此の書を秘蔵するなり」とある。また同『重書事』には、「三六元上下、秀範の記なり。此の抄は前の一卷の『遍口鈔』に付して記す所なり。此れは御園の浄尊の門流の書なり。彼の浄尊は、道教より親快への口決の大事を預りて、以後に親快に渡し奉る人なり。当流に丁ノ大事(亦厚ノ大事と名づく)、口決の大事とて(亦経ノ大事とも云う)、両様の大事これ在り。而るを道一入滅の尅に親快へ丁ノ大事をば無作法に授くと雖も、此の口決ノ大事をば浄尊に誂へ置くなり。これに依って、親快の門流にも此の書を信用するなり」とある。印融の言及する『口決ノ大事』について、賢爾が口決したものを秀範が記録したのが『秀範記』であることが分る。

ここで再度、賢爾の印可の話に戻ってみたい。先ず延慶三年六月に清照、次に同年九月に栄海、正中三年正月に俊賀、『伝心記』の血脈に見られる「円鏡」、更に日次不明だが寥雅と、少くとも五名に対して印可が授けられていることが知られる。清照・俊賀に

は篋劍—湛照伝、栄海には湛照伝・中観伝の両方、円鏡も両方、そして寥雅には中観伝が授けられている。『伝心記』の血脈には道教—静尊、静尊の下で篋劍と親快に分れ、親快の方は間に親玄を入れずに、中観につながっている。これと同じ様に、『篋劍印信』所収の『寥雅印信』には「右、慈尊院僧都御房に授け奉つる所なり。件の如し。延文二年（一三五七）正月二十一日、寥雅（判）」とあり、次に『血脈』が付されているが、そこには「道教—親快—澄禅（桂宮院中観上人）—賢爾—寥雅」とあって、浄尊や親玄の名は裏に隠されている様子である。

これに続いて、『一円上人物語』が付されている。その主旨は『不共大事口決』とほぼ同じであるが、異同は中観が親快から直接『不共大事』を受法した事になっていて、上述の通り親玄の名が見えない点である。その奥書には「貞和三年（一三四七）八月五日伝授する所、先師僧正の大事と此の大事は是れ異説なりと云々。以つての外の大事に醍醐方にはするなりと云々。是れ等は皆道教方の大事なりと云々」とあるので、賢爾から寥雅への伝授はこれ以前であったと考えられる。『快全記』の三宝院相承血脈も、「親快—中観」であり、寥雅の所伝と同じである。

さて、賢爾所持の『別記』であるが、これがいわゆる『道教不共ノ大事』そのものである。その奥書に「右、此の口決伝持の事、法命たるを以つて、即ち所持の本を興賢上人に譲り奉つり畢んぬ。元亨二年（一三三二）八月十六日これを記す。金剛佛子賢爾（在御判歳満八十）」とあるが、賢爾から『別記』を伝領した興賢が、実は上醍醐照阿院の弘頭である（『快全記』「一、醍醐三宝院流事」参照）。

前号第三節で考証したが、弘頭は房玄の附弟の一人でもある。前節に紹介した『伝心記』所収の『三宝院一流聖教目録』によれば、その聖教は三宝院諸方所伝のものであるが、その中に件の房玄—親恵伝と覚しき聖教・文書が散見される。この辺りの事情については、『弘鏡口説』によれば、「房玄の弟子に八幡の五智輪院の親恵法印あり。深賢の聖教を親恵法印に譲らる。爾るに親恵云わく、「此の聖教は三宝院嫡々相承の重書等、清滝三宝擁護無上の眼肝なり。此れを辺土に召し置く事、権現の神慮、其の憚りあり」とて、彼の聖教をば照阿院の弘頭法印に譲つて、所用の聖教をば上の醍醐の谷の坊を宿所として、自身書写して五智輪院に安ず」とある如

く、地藏院所納の深賢所伝の聖教一具が房玄から親恵に渡され、親恵は弘頭にそれを譲ったことが分る。この弘頭が賢爾より『別記』を相伝していることは、きわめて意味があるものと思われる。

弘頭―弘濟―弘鑾と、後世「房玄方」と称される法流が房玄相伝の聖教、及び賢爾相伝の『別記』ともどもに相伝された。弘鑾の後に松橋の俊海に伝えられたことから、房玄方は松橋方に兼伝される形で継承されていった。表面的には表れないが、浄尊や親玄の隠し血脈や、今の賢爾から弘頭への附法の事実の様に、無視出来ない事跡が少なからず存在することが判明した。

#### まとめ

賢爾は道教方『不共ノ大事』の相承の歴史の上で、浄尊門流の湛照伝・中観伝の双方を伝えており、以降の相承者の全てが同師の末流に属していることなど、きわめて重要な人物であった。

前述の様に、血脈を一覧しただけでは見過してしまいが、ある特定の人物から次の人へと法流が伝えられる時、その二人の間に様々な意義付けを担った人物が介在する。本論攷では、東密の三大勢力の内、広義の小野方、狭義には醍醐流に属し、その主要法流である三宝院流の正系、「成賢―道教―親快」周辺の事蹟を検討して来た。

その結果、三宝院流の諸方、すなわち最も流行弘通した憲深方、律僧たちに受容された意教方、また関東で弘まった光宝方、そして成賢嫡流と称される道教方の内、道教由来の道教方にのみ伝承されるいわゆる『道教不共ノ大事』をめぐり、御園の浄尊が関与していたという説が、決して伝説では無く、かなりの信憑性をもつ史実と考えられるべき事蹟であると結論づけるにいたったのであった。但し、『道教不共ノ大事』(『別記』)自体、親快の『台ノ皮子目録』では検索出来なかった上、『別の皮子』の目録を見出し得なかったこともあり、『不共口決』等に語られる函一合の内容が不明であることが惜しまれる。もっとも『台ノ皮子』にも、三宝院・遍智院所蔵の原本、成賢が道教に授けた転写本、理性院の観俊が佐々目の頼助に伝えた二合の分など、いくつかの複本が存在していたことから、『親快目録』に不載であることを理由に、『別記』の存在そのものをいきなり否定することは出来ない。(未完)

※追記、『台ノ皮子』自体については佐々木覚如氏が別稿を用意中とのことであり、一日も早い発表を期待する。

△キーワード▽『道教不共ノ大事』、成賢、道教、浄尊、篋劍、賢爾